

関係各位

2023年11月2日  
公益財団法人日本バドミントン協会  
事業本部長 大野 淳

## 競技規則（諸規程）の一部改正について

平素より、本会の活動に対し、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本会が主催する1種大会において審判運営を調査し、合同委員会審判部会、同競技運営部会をはじめ、関係各所との協議を行い、実態に即した大会運営規程及び公認審判員規程の一部改正を【別紙1】の通り行うことになりましたので、ご連絡申し上げます。

### 1. 規程改正の背景

- ・1種大会において大会運営規程及び公認審判員規程に沿った審判員運営が行われていない実態が判明した。
- ・状況を確認すると、出場選手や、資格に満たない審判員が判定を行う、規程の「違反行為」が常態化していることがわかった。
- ・一方で、大会規模の拡大により審判員の人員確保が主管団体の大きな負担となっており、今後開催地の受け手が無くなる事態も予測される。
- ・競技レベルや運営規模を再度検証し、競技に影響が出ない範囲で、現状に即した審判員の運営と、それに伴う規程の改正を行うことが必須であると考え、検討を開始した。

### 2. 規程改正の概要

- ① 出場競技者による審判員に関する規程の改正
  - 1) 現規則：競技者以外の審判員を導入する。
  - 2) 実態：一部大会で競技者が主審を担当することが散見される。
  - 3) 改正案：1種大会を、全日本総合出場に関係するか否か、出場選手の年齢、大会規模等で区分し、一部で競技者の審判員導入を認める場合がある。
- ② 審判員資格の改正
  - 1) 現規則：審判員資格2級以上を審判員とする。
  - 2) 実態：そもそも2級資格登録者が少なく、3級審判員が審判を行うことが拡大している。
  - 3) 改正案：全日本総合本戦を除き、3級以上とする。但し、大会によって準決勝以上（国体は準々決勝以上）は2級以上とする。

### 3. 規程改正の決議プロセスについて

- ・現状、本会の規程改定は、競技に係る規則を含みすべて理事会決議となっている。
- ・ご案内の通り、新理事会は、理事では10名中8名が、監事では3名中2名が外部の方で構成され、

その役割は主に執行部の管理監督となっている。

- ・新体制での理事会において、特に競技などバドミントンに関する規程やルールの議論をすることは現実的ではなく、理事の中で執行を兼務している代表理事にそれらの規程の新設・改定・廃止について権限移譲をいただくことが妥当と考えるに至った。

- ・ただし、権限移譲された代表理事が独断で決めるようなことがないよう、バドミントンの専門的な観点は、合同委員会（今回の場合は競技運営部会と審判部会）で議論し、アスリート委員会にも事前諮問を行い、原案を作成し、さらに法務担当理事と当会顧問弁護士からなる法務プロジェクトチームを組成し、そのチームで法的な観点でのレビューを行うという体制・プロセスを整備した。

- ・上記の体制・プロセスの導入を前提に一部規程の新設・改定・廃止の権限移譲について、理事会に提案。10月27日付で全会一致での承認を得た。

- ・その結果を踏まえ、今回の改定内容を10月30日代表理事に提案し、大会運営規程及び公認審判員規程の一部改正が承認された。その後、競技運営部及び審判部の最終確認を経て、加盟団体及び大会主管団体への通知を行う運びとなった。

#### 4. 今後のスケジュール

本改正規程は「第40回全日本シニアバドミントン選手権大会」より適用する。

以上

## 【別紙 1】

大会運営規程第 7 条による本会第 1 種大会の審判員資格、人員構成について、以下規程の改正を行う。

(変更前)

第 7 条 前条記載の第 1 種年次大会の審判員は、公認審判員規程第 1 条第 4 項に規定されているように、大会に参加する競技者以外の第三者でなければならない。ただし下記 (3) においては大会運営上、大会に参加する出場競技者が線審を務めることを認める場合もある。

審判員の人員構成については以下の通りとする。

前条第 1 種年次大会 26 の内

- (1) 1. 19. 20. 21. の大会は、主審、サービスジャッジ、線審 4 人以上の審判員構成とする。
- (2) 4. 10. 15. 16. 22. の大会では、主審（必要と認めた場合にサービスジャッジ）、線審 2 人以上。準決勝より、主審、サービスジャッジ、線審 4 人以上の審判員構成とする。
- (3) 2. 3. の大会と残り全国 8 連盟主催の計 17 の第 1 種大会も、本条 (2) に準ずる。

(変更後)

大会運営規程

第 7 条 前条記載の第 1 種年次大会の審判員は、公認審判員規程第 1 条第 4 項本文に規定されているように、大会に参加する競技者以外の第三者でなければならない。ただし、本条において、大会運営上、大会に参加する出場競技者が主審、サービスジャッジ、線審を務めることを認める場合については、この限りではない。

審判員の人員構成については以下の通りとする。

前条第 1 種年次大会 26 の内

- (1) 1. 19. 20. 21. の大会は、主審、サービスジャッジ、線審 4 人以上の審判員構成とする。
- (2) 4. 10. 15. 16. 22. の大会では、主審（必要と認めた場合にサービスジャッジ）、線審 2 人以上。準決勝より、主審、サービスジャッジ、線審 4 人以上の審判員構成とする。
- (3) 2 の大会と残り全国 8 連盟主催の計 17 の第 1 種大会（本条 (4) に定める大会は除く。）も、本条 (2) に準ずる。本項に定める大会においては、大会運営上、大会に参加する出場競技者が線審を務めることを認める場合もある。
- (4) 3. 5. 8. 9. 25. 26. の第 1 種大会は、主審（必要と認めた場合にサービスジャッジ）、線審 2 人以上の審判員構成とする。本項に定める大会においては、大会運営上、大会に参加する出場競技者が主審、サービスジャッジ、線審を務めることを認める場合もある。ただし、準決勝以降は、大会に参加する出場競技者が主審、サービスジャッジを務めることは認めない。

公認審判員規程第1条第4項、第5項による本会第1種大会の審判員資格について、以下規程の改正を行う。

(変更前)

#### 公認審判員規程

##### 第1条

第4項 審判員は、その大会の出場競技者以外の第三者でなければならない。

第5項 審判員とは、レフェリー（競技役員長）、デピュティーレフェリー（競技審判部長）、競技審判副部長、主審、サービスジャッジ及び線審の総称である。本会の第1種大会のレフェリー（競技役員長）及びデピュティーレフェリー（競技審判部長）は、本会公認A級レフェリー、本会公認B級レフェリーの有資格者でなくてはならない。第2種大会または第1種大会の地区予選会のレフェリー（競技役員長）及びデピュティーレフェリー（競技審判部長）は、本会1級公認審判員の有資格者でなければならない。競技審判副部長、主審及びサービスジャッジは、本会2級以上の公認審判員の有資格者でなければならない（本会第1種大会のみ）。線審は、本会公認審判員の有資格者でなければならない。

(変更後)

#### 公認審判員規程

##### 第1条

第4項 審判員は、その大会の出場競技者以外の第三者でなければならない。ただし大会運営上、大会に参加する出場競技者が審判員を務めることを認める場合がある。

第5項 (1) 審判員とは、レフェリー（競技役員長）、デピュティーレフェリー（競技審判部長）、競技審判副部長、主審、サービスジャッジ及び線審の総称である。

(2) 本会の第1種大会（地区予選会は除く。）のレフェリー（競技役員長）及びデピュティーレフェリー（競技審判部長）は、本会公認A級レフェリーまたは、本会公認B級レフェリーの有資格者でなくてはならない。

(3) 第2種大会及びまたは第1種大会の地区予選会のレフェリー（競技役員長）及びデピュティーレフェリー（競技審判部長）は、本会1級公認審判員の有資格者でなければならない。

(4) 第1種大会及び第2種大会の競技審判副部長は、本会1級公認審判員の有資格者でなければならない。

(5) 第1種大会の主審の資格条件は、次のとおりとする。

①本会2級以上公認審判員の有資格者（準々決勝以降は、本会1級公認審判員の有資格者）でなければならない大会（ただし、本大会予選地区予選会は本会3級公認審判員の有資格者も認める。）。

・全日本総合バドミントン選手権大会

②本会3級以上公認審判員の有資格者（準々決勝以降は、本会1級公認審判員の有資格者）でなければならない大会

・国民体育大会バドミントン競技

③本会 3 級以上公認審判員の有資格者（準決勝以降は、本会 2 級以上公認審判員の有資格者）でなければならない大会

- ・全日本社会人バドミントン選手権大会
- ・全日本教職員バドミントン選手権大会
- ・全日本学生バドミントン選手権大会
- ・全日本学生バドミントンミックスダブルス選手権大会
- ・全日本ジュニアバドミントン選手権大会
- ・全国高等学校バドミントン選手権大会
- ・全国中学校バドミントン大会
- ・バドミントン S/J リーグ
- ・バドミントン S/J リーグ II
- ・日本スポーツマスターズバドミントン競技
- ・全国高等学校選抜バドミントン大会
- ・全日本高等専門学校バドミントン選手権大会
- ・全日本中学生バドミントン選手権大会
- ・全国小学生 ABC バドミントン大会
- ・全国小学生バドミントン選手権大会
- ・若葉カップ全国小学生バドミントン大会
- ・全国高等学校定時制通信制体育大会バドミントンの部

④本会 3 級以上公認審判員の有資格者でなければならない大会  
前各号に該当するものを除いた第 1 種大会

(6) 第 1 種大会のサービスジャッジの資格条件は、次のとおりとする。

①本会 2 級以上公認審判員の有資格者（準々決勝以降は、本会 1 級公認審判員の有資格者）でなければならない大会（ただし、本大会予選地区予選会は本会 3 級公認審判員の有資格者も認める。）。

- ・全日本総合バドミントン選手権大会

②本会 3 級以上公認審判員の有資格者（準々決勝以降は、本会 1 級公認審判員の有資格者）でなければならない大会

- ・国民体育大会バドミントン競技

③本会 3 級以上公認審判員の有資格者でなければならない大会  
前各号に該当するものを除いた第 1 種大会

(7) 線審は、本会公認審判員の有資格者でなければならない。ただし、全日本総合バドミントン選手権大会は、本会 3 級以上公認審判員の有資格者でなければならない。

以上